

答 申

第1 審査会の結論

宮古島市教育委員会（以下、「実施機関」という。）が令和3年1月25日付宮教総第1000-1号によって行った、審査請求人の請求にかかる「ハローワークへの2020年3月不採用通知（不採用理由記載のあるもの）」（以下「本件不採用通知」という。）に係る不開示決定は、①表紙右上の「記入者」欄記載事項及び②表紙下段の「採用しなかった」欄記載事項を不開示とした点は相当であるが、その余の部分を開示とした点は不相当である。

第2 諮問に至る経過と審議の経過

1 開示請求

令和3年1月15日、審査請求人は、宮古島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条1項の規定に基づき、本件不採用通知について、自己情報開示等請求を行った。

2 不開示決定

令和3年1月25日、実施機関は、条例第16条第2号の「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等（以下この号において「評価等」という。）に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価等に支障が生じるおそれがあると認められるもの」に該当するとして、本件不採用通知について不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査申立て

令和3年5月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法による審査請求を行った。

4 諮問

令和3年6月30日、実施機関は、条例第18条に基づき、当審議会に諮問を行った。

5 審議①

令和3年8月11日、当審査会は審議を行った。

6 理由書の提出

令和3年8月24日、実施機関は不開示決定に対する理由説明書を提出した。

7 意見書の提出

令和3年9月23日、審査請求人は、不開示決定に対する意見書を提出した。

8 審議②

令和3年10月4日、当審査会は審議を行った。

第3 審査請求人の主張

1 趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 主張の理由

【審査請求書記載の理由の概要】

- ① 処分の根拠となるべき記録が作成されていない。[redacted]と[redacted]（当時）の心象にのみ拠っている。
- ② 根拠事実が不明瞭なまま、公共職業安定所に対して、教育委員会総務は「問題行動が多々あった」という公文書を作成して提出している。
- ③ この公文書作成の責任者とその根拠となった事実認識の由来の開示を求めたが不開示であった。
- ④ こうした1、2名の人間の心象判断による「評価」は「訂正等を行う必要がない評価」というべきではなく個人情報保護法及び沖縄県個人情報保護条例第29条1項により、厳として事実を明らかにして評価の訂正を行う義務が生じる。
- ⑤ 当時、審査請求人は、教育委員会及び学校現場の改善点を指摘しており、それが本件により対抗されすべて無視され、求めていた教育長（当時）との面談や無料塾の開催も認められず、市教育行政の偏狭さ不透明さを特に印象づけた。

【不開示決定に対する意見書記載の理由の概要】

- ① 審査請求人に関する「評価」について文書記録は「存在しない」。しかして、その「評価」は、かつて審査請求人が教育委員会に赴いた際に対応した二名の職員の記憶のみに基づくものであった。一個人の判断で同

僚・上司に諮ることなく公文書を作成できるということは「公正かつ円滑な人事確保」を行っているとは言い難い。

- ② 審査請求人が開示を求めるのは、教育総務課職員の名前ではなく、その教育総務課職員に公文書作成を指示した学校教育課■の氏名である。事実に基づかない「評価」を公文書に作成するよう故意に教育総務課に指示したのであれば■の行為は公文書の偽造指示である。故に、職員に作成指示した者の戸籍上の氏名が公表される必要がある。
- ③ 公務における所謂「倫理的ジレンマ」における意見の相違を一方的に「問題行動が多々」となる「評価」自体は組織として可能であるが、■は審査請求人の現場での行動を実見したことはない。「問題行動が多々」であったという点について資料や証言の提出機会のために、審査請求人へ問題行動の内容と根拠が示されなければならない。加えて、その情報が提供された経緯も■自身から知らされる必要がある。
- ④ 公文書偽造ならば、■が教育委員会において今後の「評価者」として有り続けることはなくなる。■の氏名が取り沙汰されながら公開されないことのほうが、不当に市民の間に混乱を生じさせ、公益に反する。
- ⑤ 教育委員会での評価の根拠事実がどこにあったのか等の調査が行われるべきである。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件不採用通知を開示することによって、選考に際しての正当な評価をするにあたって支障が生じるおそれがある。

2 主張の理由

- ① 宮古島市個人情報保護条例第16条第2号の趣旨として、個人の評価等に関する情報（殊に評価者が誰か）については、その本人に開示することによって、評価が公正になされ得なくなる虞があるから、その開示に当たっては特に慎重に行われなければならない範疇の事柄であることが認められる。
- ② 本件においても、本件不採用通知を開示することにより評価者が特定される結果、特定された評価者は、応募者との無用な摩擦を避けるため、以後、率直な意見を述べることに躊躇することとなるし、将来の評

価も含めて評価自体の公正さが失われることが懸念される。

第5 当審査会の判断

当審査会は、本件不採用通知の内容を見分した上で、審査請求人及び実施機関の主張内容に基づき、本件処分の妥当性について審議した結果、第1記載のとおり、本件不採用通知のうち、①表紙右上の「記入者」欄記載事項、及び、②表紙下段の「採用しなかった」欄記載事項を不開示とした点は相当であるが、その余の部分を開示とした点は不相当であると判断した。その理由は、以下のとおりである。

1 条例について

条例は、第1条において、個人情報の開示請求等の権利を保障する旨明らかにし、第14条において、何人に対しても実施機関が管理している自己の個人情報の開示を請求できる権利を認め、実施機関の開示請求者に対する開示を原則とし、第16条各号に該当する場合には開示しないことができる旨定めている。

本件においては、実施機関は、開示請求された本件不採用通知が条例第16条第2号に該当するものとして非開示とした。

そこで、本件不採用通知が条例第16条第2号に該当するといえるかを検討する。

2 条例第16条第2号該当性について

(1) 規定内容

条例第16条第2号は、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等（以下この号において「評価等」という。）に関する情報であつて、本人に開示することにより、当該評価等に支障が生じるおそれがあると認められるもの」と規定している。これは、個人の評価等の適切な事務事業の執行を確保するための規定であり、当該個人の評価等または将来の同種の個人の評価等に関する事務事業を公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがあるものは開示しないことができると定めたものである。

なお、ここでいう「支障が生じるおそれ」は、条例が原則として情報の開示を原則としていること等からして、単なる抽象的なものではなく、開示することの法的利益を考慮してもなお看過し難い程度に具体的なものであることが必要であると解される。

(2) 本号前段の該当性

まず、本件不採用通知は、実施機関から宮古公共職業安定所宛に審査請求人に関する選考結果を通知するものであり、審査請求人に対する「選考」内容が記載されているものであるから、本号前段に該当する。

(3) 本号後段の該当性

次に、本号後段の「支障が生じるおそれ」があるといえるかを検討する。

一般に、不採用の選考結果が開示された場合、開示を受けた個人等の不信感や無用な反発等を招くおそれがあり、そのような事態になることを懸念して、作成者がありのままに記載することを差し控えたり、当たり障りのない画一的な記載にならざるを得ない可能性があることは否定できない。その結果、不採用通知の記載内容が形骸化し、不採用通知の資料としての重要性は損なわれ、通知事務の適正な執行が阻害されるおそれがあるといえる。

本件不採用通知も、これを開示した場合には、被選考者に対する評価が誰であるかが直接選考者に対して明らかとなり、選考時の評価内容によっては、被選考者から選考者に対する非難や誤解等の紛争が生じるおそれがあるといえ、選考者がこのような紛争に遭遇することを懸念し、公正かつ適正に通知すべき事務を行うことができなくなるおそれがある。

加えて、本件不採用通知は、行政機関相互間で選考結果を通知する目的で作成されたものであり、被選考者に伝えることを前提として作成されたものではない。

この点につき実施機関は、「応募者に対する評価、不採用理由の記載された通知書を開示することによって、評価者が特定される。評価者が特定されると、評価者は応募者との無用な摩擦を避けるため、評価者が評価するにあたって率直な意見を述べることに躊躇し、選考に際しての正当な評価をするにあたって支障が生じるおそれがある」旨述べるところ、これは上記判断と沿うものといえる。

これに対し、審査請求人の主張は、要するに評価方法や評価内容に対するものとなっており、開示によって支障が生じるおそれの有無等に関するものではなく当を得たものではない。

なお、審査請求人は口頭で意見を述べる意思があるとするが、審査請求人の主張内容を詳細に記載した意見書が提出されていることからすると、同人が主張すると考えられる内容は全て上記意見書において表明され尽くされていると認められるから、当審査会は、口頭による意見を述べる機会を与える必要性までではないものと判断した。

そうすると、本件不採用通知を審査請求人に開示した場合、当該評価等に支障が生じるおそれがあると認められるものと解される。

3 条例第17条（部分開示）について

- (1) もっとも、条例は、情報開示を原則とし、その第17条において「実施機関は、開示請求に係る情報に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定して、部分開示の仕組みを利用することによって、できる限り開示の範囲を広げようとしている。

そうすると、開示をしても支障が生じるおそれがない部分までをも含めて不開示とすることは、条例の趣旨に反することになる。

- (2) このような見地から考えた場合、本件不採用通知のうち下記の部分は、前記検討のとおり開示により支障が生じるおそれがあると考えられる上、当該部分は容易に区分して除くことが可能であるが、それ以外の部分については、開示により支障が生じるとは考え難い。

記

①表紙右上の「記入者」欄記載事項

②表紙下段の「採用しなかった」欄記載事項

- (3) よって、上記(2)①②の部分を不開示とした点は相当であるが、その余の部分までをも含めて不開示とした点は相当ではないものと思料する。

- 4 以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」に記載するとおり判断した次第である。

以 上